

平成25年度第1回四街道市情報公開・個人情報保護審査会会議録（会議概要）

日 時 平成25年4月16日（火）午後3時30分～午後4時50分

場 所 四街道市役所 本館3階 第2委員会室

出席者 出席委員：酒井会長、青柳副会長、堀籠委員、木谷委員、荒木委員

欠席委員：なし

事務局：林総務部次長、本田総務課長、梶原総務課情報公開室長、
遠藤副主査、伊藤主事

公開・非公開の別 公開

傍聴人 1人

会議次第

- 1 会長あいさつ
- 2 議 事
 - ・平成24年度情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況等について（報告）
- 3 その他

会議の内容

事務局：ただ今より、平成25年度第1回四街道市情報公開・個人情報保護審査会を開催させていただきます。新年度に入りまして最初の審査会となりますので、職員の紹介をさせていただきます。

～職員紹介～

事務局：会議次第 1 会長あいさつ に入らせていただきたいと思います。酒井会長よりご挨拶をお願いいたします。

～会長あいさつ～

事務局：ありがとうございました。これからの議事の進行につきましては、酒井会長にお願いしたいと存じます。

酒井会長：ただ今の出席人数は5名です。出席者全員ですので四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例5条第2項の規定により、会議は成立いたします。また、会議の公開・非公開につきましては、今回の議事の内容が、情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況についての報告等に関する案件であり、不服申立事件の調査及び審議に関する事項ではないため、四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例第5条第4項の規定により、公開とします。なお、本日の会議資料につきましては四街道市審議会等の会議の公開に関する指針により、傍聴人の閲覧に供するものとしますが、このうち議事次第については配布するものとします。なお、その他の資料（四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例及び平成24年度情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況等の資料）についても、個人情報に関する資料ではなく、かつ、経費等の関係で配布することが困難な資料でもないため、傍聴人に配布することとしたいと存じます。これでよろしいでしょうか。

委員全員：～異議なし～

酒井会長：それでは、そのように進めさせていただきます。次に会議録における発言者名については、審議会等の会議の公開に関する指針の規定により、原則として明記することとなっておりますので、本審査会においても発言者名を明記する取扱いとしたいと存じます。これでよろしいでしょうか。

委員全員：～異議なし～

酒井会長：会議録における発言者名については明記するものとします。傍聴人の入室を許可します。

～傍聴人入室～

酒井会長：会議次第 2 平成24年度情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況等について（報告）を議題にします。事務局からの説明を求めます。

～事務局から平成24年度情報公開制度の実施状況の説明～

酒井会長：ただ今の説明に対し、委員の皆様何かご質問・ご意見等がありますか。

青柳委員：受付番号32番の市議会会議録の「……」部分の発言内容の非公開について、

もう少し詳しい内容をお聞かせください。

事務局：市内に住所を有する方が、平成25年3月25日に閲覧できる会議録の中にある、議長の判断で公開しないとされた「……」部分について、内容を見たいという請求が上がりました。それに対しまして、実施機関である議会は4月5日付けで情報公開条例第8条第1項第6号「公開することにより当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため」という判断を行い、非公開決定通知書を出しました。

酒井会長：議論のテーマは何だったのでしょうか。

事務局：議案に対し討論する発言の中で、討論とは主旨の違う発言だったため、議長の権限で削除されました。

酒井会長：その他ご質問等がありますか。

委員全員：～特になし～

酒井会長：次に平成24年度個人情報保護制度の実施状況について事務局からの説明を求めます。

～事務局から平成24年度個人情報保護制度の実施状況の説明～

酒井会長：ただ今の説明に対し、委員の皆様ご質問・ご意見等がありますか。

木谷委員：受付番号2の「弁護士法第23条の2による照会について（回答）」について、これは別個に弁護士から弁護士法第23条の2の照会があって市から回答し、その回答書についての請求という理解でよろしいのでしょうか。

事務局：おっしゃるとおりの内容です。弁護士法による照会に回答して、その結果の書面を請求されたものです。

木谷委員：その書類は、請求者の代理人として請求された文書でしょうか。

事務局：係争中の相手方の弁護士の間で文書を取り交わしています。請求者の申請に対して生活支援課が、弁護士法第23条の2による照会に対する回答文書を特定し

ましたが、申請時点で損害賠償の係争中であり、本人に教えることは係争中の相手方に対して不利益となるため、不開示としたということです。

木谷委員：私が分からなかったのは個人情報として判断すべきなのか、情報公開として判断すべきなのかという点です。相手方の弁護士が実施機関に照会をかけた書類であるならば、単純な行政文書なので情報公開の方に当たるのかなと疑問を持ったので、自己情報と判断した基準を知りたいのです。

事務局：ケースファイルの中に、申請者個人の自己に関する情報が入っており、それを請求したためです。これは自己に関する情報であるけれども、係争中の相手方の不利益になってしまうと実施機関は判断し、不開示としました。

酒井会長：受付番号4番で、救急活動報告書1130件は1130番目の資料と判断しますが、どのように申請者は番号が分かったのか。

事務局：窓口での申請時には番号が分からないので、担当課と調整した上で文書を特定しています。

青柳委員：住民票の写しや印鑑証明書の申請が多いが、不存在などのケースもあります。これはどういった事情があるのでしょうか。

事務局：一定の期間内に住民票の写しや印鑑証明書の申請を、請求者自身が行ったかどうかの確認や第三者に悪用されているのではないかと心配し、照会のための申請を行う方がいます。最近このような請求が多くなっています。

木谷委員：他市ではオンラインやコンビニで請求をできるところがあるようですが、四街道市ではあるのでしょうか。

事務局：当市ではまだコンビニ交付などはしていません。全て窓口で行っており、発行された履歴をもとに検索をし、判断しています。

荒木委員：自己情報開示請求受付番号15番について、一部開示となっていますが、非開示とされた部分の内容をお教えてください。

事務局：支給額の算定に当たって、他の園児の名前が含まれていた部分があり、その部分を非開示としたため一部開示という形になりました。申請者である保護者と

園児の部分は開示しました。

酒井会長：3番目の議題に入りたいと思います。「平成24年度会議等公開状況について」事務局からの説明を求めます。

～事務局から平成24年度会議等公開状況の説明～

酒井会長：ただ今の説明に対し、委員の皆様何かご質問・ご意見等がありますか。

酒井会長：情報公開室でパソコンを使って検索される方はどのくらいいるのでしょうか。

事務局：年間で10人ほどです。閲覧できるサイトは四街道市のホームページのみに限定されています。

青柳委員：介護認定審査会については、認定結果等の理由から非公開ということでしょうか。

事務局：介護認定審査会は個々の介護の認定情報を審査する会議であり、審査内容は個人情報に関するものなので非公開として実施されています。

酒井会長：他にご質問はありますか。

委員全員：～特になし～

酒井会長：次に、「平成24年度個人情報取扱事務目録状況について」の説明を求めます。

～事務局から平成24年度個人情報取扱事務目録状況の説明～

酒井会長：平成24年度個人情報取扱事務目録状況についての説明に対し、ご質問等がありますか。

委員全員：～特になし～

酒井会長：次に会議次第 3 その他 となりますが、日程について事務局からご意見等がありますか。

事務局：現在のところ諮問等の案件はございません。今後、諮問等があった場合には委員の皆様にご連絡をいたします。

酒井会長：最後に委員の皆様より何かございますか。

委員全員：～特になし～

酒井会長：以上で本日の審査会を終了いたします。お疲れさまでした。